

議案第 4 9 号

さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計条例等を廃止する条例の制定について

さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計条例等を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計条例等を廃止する条例  
(さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業北部拠点宮原土地区画整理事業施行規程の廃止)

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計条例 (平成 1 3 年さいたま市条例第 6 4 号)
- (2) さいたま都市計画事業北部拠点宮原土地区画整理事業施行規程 (平成 1 3 年さいたま市条例第 2 5 4 号)  
(さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業基金条例の廃止)

第 2 条 さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業基金条例 (平成 1 3 年さいたま市条例第 1 0 5 号) は、廃止する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 3 月 2 7 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による廃止前のさいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計条例によるさいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計に係る平成 2 0 年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。